

令和3年1月13日	
所 属	生活安全課
所属長	木下 禎章
電 話	06-6489-6502

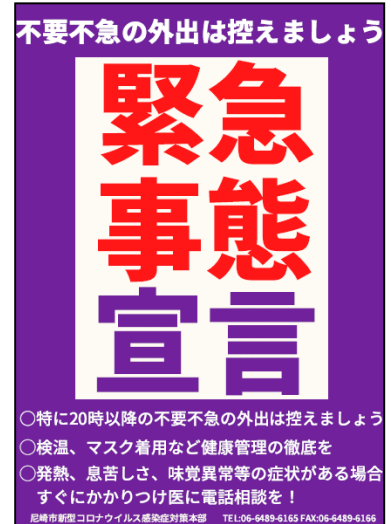
## 【取材案内】 緊急事態宣言発令後、ただちに見回りを実施！

尼崎市では、兵庫県が本日中にも「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定される予定であることから、関係部局と連携し、繁華街において、不要不急の外出自粛を呼び掛けるとともに、店舗等に対しても午後8時までの営業時間短縮要請の徹底に関する呼び掛けを行います。  
(実施日時については下記参照)

なお、尼崎市では、昨年から引き続き、広報車による感染拡大防止の呼びかけを朝と夕方に継続して実施しています。

### 1 実施内容

市内の繁華街において、不要不急の外出自粛を呼び掛けるとともに、店舗等に対し営業時間短縮要請等の徹底を呼び掛ける。



啓発ポスター

### 2 実施日時と場所

- ① 日時：1月14日（木）（緊急事態宣言発令後の時短初日）午後7時30分から約1時間  
場所：阪神尼崎駅周辺
- ② 日時：1月15日（金）午後7時30分から約1時間  
場所：阪神尼崎駅周辺
- ③ 日時：1月22日（金）午後7時30分から約1時間  
場所：JR 尼崎駅周辺
- ④ 日時：1月29日（金）午後7時30分から約1時間  
場所：阪急塚口駅周辺
- ⑤ 日時：2月 5日（金）午後7時30分から約1時間  
場所：JR 立花駅周辺

以 上